

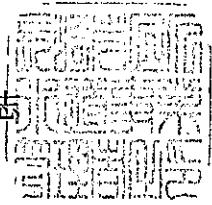
長崎市上下水道局告示第33号

長崎市上下水道局広告掲載要綱を次のように定める。

令和3年8月20日

長崎市上下水道事業管理者

野瀬 弘志



長崎市上下水道局広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上下水道局の新たな財源を確保するため、上下水道局が所有する資産を広告媒体として活用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、上下水道局が所有する公用車及び構造物並びに上下水道局が発行する広報物及び印刷物をいう。

(準用)

第3条 前条に定めるもののほか、広告掲載を行うことについては、長崎市広告掲載要綱（平成21年長崎市告示第224号）第2条第2項から同条第6項まで及び同要綱第3条から第11条までの規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。